

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、オンライン資格確認について、下記の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 薬剤情報・健診結果などの情報を取得・活用して診療を行います。

令和6年6月1日より、国が定めた診療報酬改定に従い、医療情報取得加算を算定いたします。

初診 (1ヶ月に1回)	<ul style="list-style-type: none">● 従来の保険証を利用した場合● マイナンバーカードの保険証を利用するが、 オンライン資格確認による医療情報提供に同意しない場合	3点
	<ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカードの保険証を利用し、 オンライン資格確認による医療情報提供に同意する場合 又は他の医療機関からの紹介状をお持ちの場合	1点
再診 (3ヶ月に1回)	<ul style="list-style-type: none">● 従来の保険証を利用した場合● マイナンバーカードの保険証を利用するが、 オンライン資格確認による医療情報提供に同意しない場合	2点
	<ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカードの保険証を利用し、 オンライン資格確認による医療情報提供に同意する場合 又は他の医療機関からの紹介状をお持ちの場合	1点

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するために、マイナンバーカードの保険証利用によるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願いします。